部長及び参事官
殿
所　属　長

警務発第374号
（備二、機動、地域）
平成28年３月28日
30年保存（口訓）
本　部　長

【沿革】令和２年３月13日警務発第129号
令和３年３月12日警務発第122号
令和７年４月１日警務発第236号

管区機動隊の配置及び運用方針の制定について（通達甲）

管区機動隊の配置及び運用に関し「管区機動隊の配置及び運用方針の制定について（例規）」（平成20年３月25日警務発第218号）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年６月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、管区機動隊の配置及び運用に関し次のとおり定め、平成28年４月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

１　運用方針

(1)　基本方針

管区機動隊の編成等に関する規則（昭和45年国家公安委員会規則第３号）、「管区機動隊の編成等に関する規則の制定について」（昭和45年４月22日警察庁乙備第３号（警察庁次長通達））及び「管区機動隊道府県別編成基準の改正について」（平成31年４月１日警察庁丙備一発第６号（警察庁警備局長通達）に基づき運用するほか、平素においては、隊員６人は機動隊員として運用し、第１小隊長及び第２小隊長以下隊員28人は高知署、高知南署及び高知東署において地域課直轄警ら隊員として運用するとともに、機動隊を兼務する。

(2)　配置及び身分

ア　隊員６人は、機動隊員として機動隊に配置する。

イ　小隊長１人及び隊員11人は、直轄警ら隊員として高知署地域課に配置する。

ウ　小隊長１人及び隊員10人は、直轄警ら隊員として高知南署地域課に配置する。

エ　隊員５人は、直轄警ら隊員として高知東署地域課に配置する。

(3)　運用

ア　管区機動隊としての運用

機動隊において統括運用する。

イ　機動隊としての運用

機動隊に配置されている隊員は、平素においては高知県警察機動隊運営規程（昭和55年３月本部訓令第８号）に基づいて運用する。

ウ　高知署、高知南署及び高知東署の地域課直轄警ら隊としての運用

高知署、高知南署及び高知東署の地域課直轄警ら隊に配置されている隊員は、平素においては高知県地域警察運営規程（平成５年３月本部訓令第６号）に規定する自動車警ら班の活動、所管区活動等地域警察活動の支援を行うとともに、所属長が特に必要であると認めた場合は、警察運営全般の効率化を図るための支援活動を行うものとする。

エ　広域緊急援助隊としての運用

管区機動隊員の中から広域緊急援助隊員を指定し、「高知県警察災害派遣隊設置要綱の制定について（通達甲）」（令和６年11月25日備二発第480号）に基づいて運用する。

２　運用上の留意事項

(1)　機動隊長、高知署長、高知南署長及び高知東署長（以下「関係所属長」という。）は、所属する隊員の効率的運用を図るため、相互に緊密な連携を保つとともに、必要に応じて協議するものとする。

(2)　高知署長、高知南署長及び高知東署長は、原則として直轄警ら隊員を10日以上継続して地域警察以外の職務に従事させる場合は、本部長の承認を受けなければならない。

(3)　関係所属長は、次に掲げる場合は、他に優先して隊員を差し出さなければならない。

ア　管区機動隊又は広域緊急援助隊として警備出動及び警備訓練を必要とするとき。

イ　その他本部長が特に必要であると認めるとき。

(4)　各所属長は、管区機動隊の応援が必要であると認めるときは、その日時、場所、人員及び理由を明示して、本部長に要請するものとする。

なお、管区機動隊の派遣要請に関する事務は、事案を所掌する県本部主管課を通じて行うものとする。

(5)　所属長の要請に基づき、応援派遣された管区機動隊の指揮は、その派遣を要請した所属長が行うものとする。